

随意契約結果(業務委託)【少額随意契約除く】(その1)

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	天然ガス充填所管理運営業務委託	その他代行	大阪ガスエンジニアリング(株)	9,612,000円	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	契約の性質または目的による場合	
2	一般廃棄物処理業者団体への事務業務委託	その他代行	一般社団法人 大阪市一般廃棄物適正処理協会	2,178,246円	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	契約の性質または目的による場合	
3	瓜破斎場自動扉保守点検業務委託	その他設備	ナブコドア(株)	3,259,440円	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	契約の性質または目的による場合	
4	此花総合センタービル内エレベータ保守点検業務委託	エレベータ設備	(株)日立ビルシステム	3,071,520円	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	契約の性質または目的による場合	
5	大気汚染常時監視テレメータシステム保守管理業務	情報処理	富士通(株)	2,551,824円	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	契約の性質または目的による場合	
6	東北環境事業センターほか2カ所 ガス吸収式冷温水機保守点検業務委託	空調・冷暖房・換気設備	川重冷熱工業(株)	3,588,840円	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	契約の性質または目的による場合	
7	西南環境事業センターほか2カ所 ガス吸収式冷温水機保守点検委託	空調・冷暖房・換気設備	(株)日立ビルシステム	2,009,880円	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	契約の性質または目的による場合	
8	環境データ処理システム保守管理業務委託	情報処理	レイシスソフトウェアサービス(株)	3,209,328円	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	契約の性質または目的による場合	

随意契約理由書

1 案件名称 天然ガス充填所管理運營業務委託

2 契約の相手方 大阪ガスエンジニアリング㈱

3 随意契約理由

天然ガス充填所とは、天然ガスを燃料としているごみ収集車両に、圧縮した天然ガスを充填する燃料補給施設である。主要な設備として、ガス圧縮機、蓄ガス器、ディスペンサーで構成され、大阪ガスエンジニアリング株式会社により設置された施設である。

本案件は、東南環境事業センターに設置した天然ガス充填所設備の法令検査、定期自主検査、定期整備を行うものであるが、定期整備業務については、製造及び保守点検整備に関するデータ等が非公開であり、また充填所施設が正常に機能するための性能保証上、設置業者である大阪ガスエンジニアリング株式会社以外では実施することが出来ない。また、法令検査、定期自主検査についても、大阪ガスエンジニアリング株式会社に一括で任せることにより、点検・整備等を包括的かつ効率的に行うことができ経費節減にも繋がるものである。

上記の理由により、大阪ガスエンジニアリング株式会社と随意契約を行う。

4 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署 環境局事業部事業管理課（電話番号 06-6630-3227）

随意契約理由書

1 案件名称

一般廃棄物処理業者団体への事務委託

2 契約相手方

一般社団法人大阪市一般廃棄物適正処理協会

3 随意契約理由

この事務は、本市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下、「許可業者」という。）に対して、定例的に焼却工場への搬入券（年 25 回）及び処理手数料の納入通知書（年 12 回）や必要な事務連絡、通知（随時）を、許可業者（平成 26 年 1 月 1 日現在で 320 業者）に交付する事務であり、これを一般社団法人大阪市一般廃棄物適正処理協会（以下「一廃協」という。）に委託している。

具体的な事務としては、年 25 回システムで連続印刷された 6,100 枚×3 枚（B4 サイズ 3 枚複写に各 3 枚の搬入券を印字）の搬入券を 1 枚ずつ切り離し、個別の業者ごとに仕分けのうえ配付すること及び年 12 回、業者ごとに印字された納入通知書の配付等を行うものである。

本来、搬入券や納入通知書の交付等は、本市が直接実施すべきものであり、過去には、許可業者数が、昭和 51 年度までは、42+2 団体（大清連・同衛）であったので、本市としては、44 業者へ搬入券の交付等を行ない、団体許可を受けている 2 団体が傘下の業者（約 350 業者）に搬入券や納入通知書の仕分け及び配布を行っていた。

しかし、昭和 52 年度から許可業者の指導を徹底するなどの目的から、団体許可ではなく個別に許可を与え 42+355 業者の合計 397 業者となったことに伴い、日常的な事務として搬入券や納入通知書の配付、仕分け等について、397 業者を対象とすることとなった。

これに伴い本市の事務量が大幅に増加したことから、効果的に事務を進めるため、従来、団体が担っていた搬入券や納入通知書の配付、仕分けについて昭和 56 年度から 397 業者の大半が加入していた一廃協に委託している。

なお現在、一廃協は許可業者の大半が加盟しており、（平成 26 年 1 月 1 日現在 320 業者中 304 業者が加盟）また、搬入券の配付時にあわせて、一廃協としての集会を開催しているため、その場を利用し、個別業者へ手渡しで配付することが可能であり、効率よく対応できるといった利点もあり、これに代わる許可業者の団体は存在していない。

さらに、この事務を一廃協以外の民間業者へ委託した場合は、一廃協の集会を活用した搬入券の配付等が困難となるため、別途、専用の窓口や要員を用意する必要があり、本市が直接、事務を実施する場合と同様に大幅な経費増が見込まれる。

このため、本事務については、一廃協に委託することが最も効果的であり、他の適当な委託先もないことから、一廃協へ特名随意契約で委託するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 事業部 一般廃棄物指導課

（電話番号 06-6630-3265）

随意契約理由書

1 案件名称

瓜破斎場自動扉保守点検業務委託

2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

3 随意契約理由

瓜破斎場の自動扉は、ナブコドア株式会社が独自の技術により一括責任、施工で製造、設置したものである。

今回、保守点検整備を実施する設備の仕様並びに構造等は、ナブコドア株式会社のみが熟知しており、部品交換等が生じた場合、部品等の入手は他社では実施不可能である。

また、作業後の性能、作動状態及び耐用寿命等について、一貫した責任保証ができるのは当該会社以外にはない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話番号 06-6630-3135)

随意契約理由書

1 案件名称

此花総合センタービル内エレベータ保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム

3 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法に基づき、特に確認の要する建築設備として、定期的な点検及び報告が義務づけられている。

保守点検業務は、エレベータ設備特有の設備構造、機器、取替部品等に加え保守点検履歴、保守点検方法等総合的に十分把握した上で行われなければならない。このような条件を満たすためには、本エレベータ設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から、既設設備等に著しい支障が生ずる可能性があること、また点検後の性能、作動状態、耐寿命に対して保証ができないことから、本業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者は株式会社日立ビルシステムのみである。

上記理由により、株式会社日立ビルシステムと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3358)

随意契約理由書

1 案件名称

平成 26 年度 大気汚染常時監視テレメータシステム保守管理業務委託

2 契約の相手方

富士通株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本業務委託は、中央監視局（環境情報システム室）及び市内 26 ヶ所の測定局において設置している大気汚染常時監視テレメータシステムのハードウェア及びソフトウェアの保守管理及びシステムの保守点検を行うとともに、障害発生時にはその原因を調査・解析の上、障害の早期回復を図るものである。

本システムは、主に富士通株式会社製のハードウェア及びソフトウェアで構成されており、さらに上記業者が導入及び設定作業も行った。

また、本システムの業務プログラムについても上記業者が独自に開発し、著作権を所有している。

本業務の実施に当たっては、上記ハードウェア及びソフトウェアに関連する特殊技術を有した技術者を確保するとともに、導入当初からの設計に基づく保守を行うために必要な技術を保有している必要がある。さらに、迅速かつ確実な保守管理が可能であるとともに、責任の一貫性と性能についての保証を持たせる必要がある。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境管理課 （電話番号 06-6615-7944）

随意契約理由書

1 案件名称

東北環境事業センターほか2カ所
ガス吸収式冷温水機保守点検業務委託

2 契約の相手方

川重冷熱工業(株) 西日本支社

3 随意契約理由

東北環境事業センター、中部環境事業センター出張所及び東部環境事業センター本館の空気調和用熱源機器は川重冷熱工業(株)のガス吸収式冷温水機が使用されている。

今回のガス吸収式冷温水機保守点検業務委託は、製造者独自の技術により本機器を製造しており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるように保守点検を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応また、修理に必要な純正部品の入手及び取替後の保証等について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、この業務を実施できるのは、製造業者である川重冷熱工業(株)だけである。

上記理由により川重冷熱工業(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)

随意契約理由書

1 案件名称

西南環境事業センターほか2カ所
ガス吸収式冷温水機保守点検業務委託

2 契約の相手方

(株)日立ビルシステム 関西支社

3 随意契約理由

西南環境事業センター、西部環境事業センター及び南部環境事業センター本館の空気調和用熱源機器は(株)日立製作所のガス吸収式冷温水機が使用されている。

今回のガス吸収式冷温水機保守点検業務委託は、製造者独自の技術により本機器を製造しており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるように保守点検を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応また、修理に必要な純正部品の入手及び取替後の保証等について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、この業務を実施できるのは、(株)日立製作所の製品について専属でサービス及びメンテナンスをしている(株)日立ビルシステムだけである。

上記理由により(株)日立ビルシステムと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)

随意契約理由書

1 案件名称

環境データ処理システム保守管理業務委託

2 契約の相手方

レイシスソフトウェアサービス株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、環境データ処理システムの正常な稼働を確保するため、業務ソフトウェアの保守及びシステムエンジニア及びプログラマによるシステム全般の保守管理を実施するとともに、障害発生時にはその原因を調査・解析の上、障害の早期復旧を図るものである。

本システムは、レイシスソフトウェアサービス株式会社が業務プログラムの設計・製造及びネットワークの構成を行い一貫して構築されたシステムであり、さらに上記業者が導入及び設定作業を行った実績がある。

本業務の実施に当たっては、上記業務プログラム及びネットワーク構成に関連する特殊技術を有したシステムエンジニア・プログラマを確保するとともに、導入当初からの設計に基づくプログラムの修正等に必要な技術を保有している必要がある。また、迅速かつ確実な保守管理が可能であるとともに、一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境管理課 (電話番号 06-6615-7944)